

■保険税の計算の仕方

保険税は、前年中の所得、加入者の人数、一世帯当たりの平等割額をもとに計算し、世帯主に課税されます。

	医療分	後期高齢者支援金分	介護納付金分※
①所得割	(令和2年中総所得金額等 －基礎控除43万円)×6.2%	(令和2年中総所得金額等 －基礎控除43万円)×2.3%	(令和2年中総所得金額等 －基礎控除43万円)×2.0%
②均等割	24,000円×国保加入者数	8,000円×国保加入者数	9,000円×介護2号該当者数
③平等割	22,000円(一世帯当たり)	7,000円(一世帯当たり)	6,000円(一世帯当たり)
最高限度額	630,000円	190,000円	170,000円
年間税額	医療分=①+②+③	後期高齢者支援金分=①+②+③	介護納付金分=①+②+③
	医療分 + 後期高齢者支援金分 + 介護納付金分 年度途中の加入・脱退は、年税額を加入月割りで課税します。		

※40～64歳の被保険者がいる場合に加算されます。

■保険税の軽減

一定の基準以下の所得の世帯が対象となり、均等割と平等割が軽減(7割・5割・2割軽減)されます。軽減にあたる所得の世帯でも所得の申告がされていないと所得の把握ができないため、軽減の適用が受けられませんので忘れずに申告してください。

■70～74歳の方へ 「高齢受給者証」が変わります

現在お使いの「高齢受給者証」の有効期限は7月31日です(7月31日までに75歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日の前日までが有効期限)。8月からは高齢受給者証の色が**薄橙色**に変わります。新しい高齢受給者証は7月中旬に郵送します。

■医療費が高くなったとき

医療費の自己負担額が高額になったときは、申請により自己負担額を超えた分が高額療養費として支給されます。対象者には診療月の3ヶ月後に申請書を送付いたします。限度額は所得により変わります。

※所得の申告がなかった場合、最も高い自己負担額となります。

「限度額適用認定証」・「限度額適用・標準負担額減額認定証」の更新

提示すると医療機関での自己負担額が減額される「限度額適用認定証」と「限度額適用・標準負担額減額認定証」は、毎年更新が必要です。現在お使いの認定証の有効期限は7月31日です。8月以降も利用される方は役場で手続きしてください。

■**必要なもの** 国民健康保険証、現在お持ちの認定証、個人番号(マイナンバー)の分かるもの、本人確認ができる書類

※別世帯の方が申請に来られる場合は、委任状が必要です。